

# 4

## 事例でみる「受け取れる場合」と「受け取れない場合」

主な保険金・給付金を受け取れる場合と受け取れない場合を、事例をもとに確認しましょう。生命保険会社や商品によって取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは、契約している生命保険会社に問い合わせましょう。



### 保険金

事例1

事例6

#### 事例1

#### 死亡保険金

被保険者が死亡した場合に受け取れる。

##### ○ 受け取れる場合

契約前に「血圧が高いこと」について告知書で正しく告知して加入。その1年後に「高血圧」を原因とする「脳卒中」で死亡した場合。

##### × 受け取れない場合

契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入。その1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合。

▶ 告知義務違反による契約解除

#### 事例2

#### 災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故\*または所定の感染症により死亡した場合に、死亡保険金に上乗せして受け取れる。

##### ○ 受け取れる場合

運転中に信号無視の車に衝突され、死亡した場合。

##### × 受け取れない場合

被保険者が危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡した場合。

▶ 免責事由(重大な過失)に該当

※「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。

#### 事例3

#### 高度障害保険金

被保険者が所定の高度障害状態\*になった場合に受け取れる。

##### ○ 受け取れる場合

契約後の事故による負傷で両眼の損傷が激しく、両眼球摘出手術を行うなど、回復の見込みがない場合。

##### × 受け取れない場合

契約後に網膜剥離で矯正視力が左右ともに0.02以下になったが、回復の見込みがあり治療を続けている場合。

▶ 所定の高度障害状態に該当しない

※「所定の高度障害状態」は約款で確認できる。身体障害者手帳の有無や公的年金の障害年金の対象となる障害等級などとは異なる。

## 事例4 特定(三大)疾病保険金

被保険者ががん・急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当した場合などに受け取れる。

### ○ 受け取れる場合

契約後に「胃がん」と診断され手術を受け、病理組織診断により、生まれて初めて所定の悪性新生物であると診断確定された場合。

### × 受け取れない場合

契約後に「子宮頸がん」の診断を受け、病理組織診断により、上皮内がんと診断確定された場合。

▶ 所定の悪性新生物に該当しない

## 事例5 リビング・ニース特約保険金

被保険者が余命6カ月以内と判断された場合に死亡保険金の全部または一部を受け取れる。

### ○ 受け取れる場合

リビング・ニース特約保険金の請求時に、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命6カ月以内と判断されている場合。

### × 受け取れない場合

3年前に脳梗塞で医師から余命6カ月以内と判断されたが、その後回復し、請求する時点では余命6カ月以内と判断されていない場合。

▶ 請求時に被保険者が余命6カ月以内と判断されていない

## 事例6 疾病障害保険金

被保険者が疾病により所定の身体障害の状態になった場合に受け取れる。

### ○ 受け取れる場合

契約後に発症した糖尿病性腎症から「慢性腎不全」が進行し、腎臓の機能を全く永久に失った状態となり、人工透析治療を受けた場合。

### × 受け取れない場合

「糖尿病」と診断され、血糖値上昇を抑制するためにインスリン治療を受けたが、合併症を原因とする所定の障害状態にない場合。

▶ 所定の身体障害の状態に該当しない

